

広島県告示第七百六十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十三条第二項において準用する同法第四条第八項の規定によって、広島県が管理する次の地方港湾厳島港の港湾区域の変更について、令和六年七月八日付けで国土交通大臣に届け出た。

令和六年八月八日

厳島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

厳島港港湾区域

廿日市市宮島町御山三角点（五二九・六五メートル）（北緯三四度一六分四六秒、東経一三二度一九分一一秒）から二一・二度二、二一〇メートルの地点を中心とする半径一、六八〇メートルの円内の海面及び同三角点から三四〇・四度三、七六三メートルの地点を中心とする半径二〇五メートルの円内の海面中同三角点から三四二・八度三、八九四メートルの地点、同地点から二二六・八度八四メートルの地点まで引いた線、同地点から二六六・九度七三メートルの地点まで引いた線以南の部分